

**審議会等の運営状況（平成24年10月1日現在）について**  
**（概要版）**

1 審議会等の設置数及び委員の選任状況

昨年度と比べると、審議会等の設置数及び委員数は減少しているが、今後も、「審議会等の設置及び運営に関する指針」の方向性に沿って、審議会等の設置数及び委員数については必要最小限に止めるなどの取組みを進めていく。

(1) 審議会等について

ア 設置数について

【方針】 必要最小限に止める

【取組状況】

- ・ **設置数161**（昨年度の設置数182）
- ・ 昨年度より**21会議の減**

イ 委員数の制限（20名以内）について

【方針】 原則として20名以内とする

【取組状況】

- ・ **委員数が21名以上の審議会等は28会議から26会議に減少**  
**（全体比は15.4%から16.1%に増加）**

ウ 審議会等での女性委員の割合について

【方針】 女性委員の占める割合を40%以上（平成27年度）とする

【取組状況】

- ・ **女性比率が40%以上の審議会等は70会議から54会議に減少**  
**（全体比は38.5%から33.5%に減少）**

(2) 審議会等の委員について

ア 延べ人数及び実人数について

【取組状況】

- ・ **延べ人数3,036名、実人数2,737名**  
**（昨年度の延べ人数3,172名、実人数2,773名）**
- ・ 昨年度より**延べ人数で136名、実人数で36名の減**

イ 在任期間の制限について（延べ人数ベース）

【方針】 原則として在任期間4年以内又は再任1回まで

- ・ **在任期間が4年を超える委員は、1,132名から1,085名に減少**  
**（全体比は35.7%から35.7%と横ばい）**

ウ 女性委員の登用促進について（延べ人数ベース）

【方針】 女性委員の占める割合を40%以上（平成27年度）とする

【取組状況】

・委員全体に占める女性委員の割合は、33.0%から33.5%と増加

エ 本市職員の委員選任の原則禁止について（延べ人数ベース）

【方針】 特に必要がある場合を除き、本市職員を選任しない

【取組状況】

・本市職員の委員は、46名から47名とほぼ横ばい  
（全体比は1.5%から1.5%と横ばい）

オ 同一委員による兼務数の制限について（実人数ベース）

【方針】 兼務数を3以内とする

【取組状況】

・兼務数4以上の委員は26名から17名に減少  
（全体比は0.9%から0.5%に減少）

カ 委員の年齢制限について

【方針】 原則70歳を超えるものを委員に選任しない。

【取組状況】

・委員全体に占める70歳を超える委員の割合は12.1%

## 2 審議会等に係る情報公開に関する取組状況

公表すべき内容を公表できていない事例が見受けられるので、引き続き、会議要旨（会議録）の公表を徹底するなどの取組みを進めていく。

(1) 会議及び委員名の公開状況について

【方針】 非公開事由に該当する場合を除き、原則公開

【取組状況】

・公開の審議会等は104（全体比64.6%）  
・委員名を公開している審議会等は155（全体比96.3%）

(2) ホームページにおける公表状況について

【方針】 すべての審議会等においてホームページに基本事項及び会議要旨を、  
公開の審議会等においては会議録も公表

【取組状況】

・157（全体比95.5%）の審議会等について基本事項を、146（全体比90.7%）  
の審議会等について会議要旨を公表  
・公開の審議会等のうち会議録を公表しているものは86（公開会議比82.7%）